

契約規則第52条の2による公表調書

教育部 地域教育推進室

1 発注見通し

購入物品名（業務名）	のびるん de スクール開催運営サポート業務（令和8年度）
契約内容	のびるん de スクールの参加児童とふれあいながら様々な交流活動を実施するほか、スクールのスタッフと連携して、児童の見守りなど運営のサポートを行う。
発注予定時期	令和8年4月

2 契約締結前公表

契約内容	のびるん de スクールの参加児童とふれあいながら様々な交流活動を実施するほか、スクールのスタッフと連携して、児童の見守りなど運営のサポートを行う。
決定方法	随意契約
選定基準	別紙 「随意契約理由書」 のとおり
申請方法	申請書の提出による（提出期限令和8年4月30日）

3 契約締結後公表

契約者の名称	
選定理由	
契約日（契約期間）	
契約金額	

# 仕 様 書

## 1 業務名

のびるん de スクール 開催運営サポート業務（令和8年度）

## 2 業務実施日

令和8年5月1日～令和9年3月5日

## 3 業務内容等

### （1）派遣先事項

名称	豊橋市教育委員会
所在地	豊橋市今橋町1番地
派遣先責任者	地域教育推進室長 村山 大介
指揮命令者	別表のとおり
苦情の申出を受ける者	青柳 智子

### （2）派遣元事項

派遣元事業主	公益社団法人 愛知県シルバー人材センター連合会
実施事業所	公益社団法人 愛知県シルバー人材センター連合会 豊橋市事務所
実施事業所所在地	豊橋市牟呂町字東里 42-2 豊橋市牟呂高齢者活動 センター内
派遣元責任者	事務所長 小澤 節子
苦情の申出を受ける者	副事務所長 及部 祥宏

### （3）業務内容

のびるん de スクールのスタッフ（サポーター）として、スクール参加児童とふれあい、様々な交流活動を実施するほか、運営の統括スタッフであるリーダー等の指示を受けて、児童の活動場所への誘導や見守りといった運営のサポートを行う。

## 4 勤務条件及び就業場所注意事項

### （1）就業日

令和8年5月1日から令和9年3月5日のうち 市の指示する日

### （2）就業時間

午後2時00分から午後5時30分までのうち、市の指示する時間

(3) 就業場所

別表のとおり

5 派遣人員

別表のとおり

6 派遣料金の支払い

毎月の実績に応じて支払う

7 派遣料金の算出

派遣料金は、見積書記載の時間単価に実績を乗じ、これに消費税を乗じて算出する。

8 安全及び衛生

派遣元事業者及び豊橋市は、労働安全衛生法その他関係法令の定めに従い適切な措置をするものとする。

9 派遣労働者からの苦情処理

派遣元事業者または豊橋市において派遣労働者から苦情の申出を受けた時は、ただちに各々の責任者に連絡し、その責任者が中心となって、誠意をもって遅滞なく、その苦情の適切かつ迅速な処理をはかり、その結果については必ず派遣労働者に通知する。ただし、自らその解決が容易であり、即時に処理した苦情は除く。

10 派遣先の規律、秩序の維持

派遣元事業者は派遣先において派遣労働者が指揮命令に忠実に従い、職場の規律、秩序及び施設管理上の諸規則、作業心得並びに次項に定める守秘義務等を遵守し、業務への専念義務、信用失墜行為の禁止、就業上の諸規則などに違反しないよう教育・指導等適切な措置を講じること。これらに違反した場合、派遣元事業者は連携してその責務を負わなければならない。

11 秘密保持義務の遵守

(1) 個人情報保護の取扱等

当該業務を処理するための個人情報の取扱等については、個人情報の保護に関する法律の規定を遵守すること。

(2) 派遣元事業者の秘密保持義務

派遣元事業者は、派遣労働者が派遣業務の遂行に際して知り得た豊橋市の業務上の秘密、個人情報、取引先の情報その他本業務の遂行にあたって知り得た情報を第三者に漏らし、複製し、目的外に使用し、または持ち出さないように

するため、派遣労働者に対して情報の秘密保持義務を遵守させる措置を講じなければならない。なお、派遣期間終了後においても同様とする。

### (3) 損害賠償

派遣労働者が(2)に違反することによって、豊橋市が損害を受けた場合、派遣元事業者がその損害を補償しなければならない。

## 12 派遣労働者の継続性の確保

(1) 派遣労働者の病気、事故等により欠員が生じる場合は、派遣元事業者は責任をもって代替要員を確保すること。代替えについては、速やかに豊橋市へ通知するとともに、後任の派遣労働者に事務引継ぎを行い、以後の業務に支障がないよう措置を講ずること。代替要員については、代替前の派遣労働者と同等の要件を満たすものであること。ただし、豊橋市が代替の派遣労働者の派遣を必要としないと判断した場合には、この限りではない。

(2) 派遣元事業者の都合により派遣労働者の交代をする場合は、確実な事務引継ぎを行い、交代した以降の業務に支障がないよう措置を講ずること。

## 13 労働派遣者の連絡体制の構築

欠勤等の伝達と連絡が即応できるよう、派遣元事業者は、派遣労働者と連絡体制を構築していること。

## 14 派遣労働者の不正等の対応

派遣労働者に次の事項に該当する行為があった場合、豊橋市は当該派遣労働者の打ち切りについて、派遣元事業者に要請するものとし、派遣元事業者は派遣労働者の交代を含めた適切な措置を講じなければならない。

(1) 派遣労働者が、正当な理由なく業務を著しく遅滞させ、また業務に着手しないとき。

(2) 派遣労働者が、正当な理由なく豊橋市の指示に従わないとき。

(3) 派遣労働者の作業状況が、著しく誠意を欠くものと認められるとき。

(4) 派遣労働者に、守秘義務違反に該当する事実があったとき。

(5) その他、派遣労働者が就業条件に違反し、改善の見込みがないとき。

## 15 損害賠償責任

派遣元事業者は、本件派遣業務を実施する際に、派遣労働者の故意または過失により、豊橋市に直接かつ現実に生じた損害について、賠償責任を負うこと。

## 16 その他

本仕様書記載内容に関して生じた疑義事項については、豊橋市と派遣元事業者において、別途協議のうえ対応を決定すること。

<別表> 就業場所及び各日派遣人員

就業場所 (実施小学校)	就業場所(住所)	指揮命令者	各日派遣 人員(人)
豊橋市立大村小学校	豊橋市大村町字地之神 9	地域教育推進室	1
豊橋市立下地小学校	豊橋市下地町字宮前 68	地域教育推進室	1
豊橋市立津田小学校	豊橋市横須賀町宮元 3 の 1	地域教育推進室	1
豊橋市立前芝小学校	豊橋市前芝町字西堤 30 番地	地域教育推進室	1
豊橋市立下条小学校	豊橋市下条東町字西浦 41	地域教育推進室	0
豊橋市立牛川小学校	豊橋市牛川町字中郷 6 番地の 1	地域教育推進室	1
豊橋市立旭小学校	豊橋市旭町字旭 409	地域教育推進室	1
豊橋市立東田小学校	豊橋市仁連木町 15	地域教育推進室	2
豊橋市立鷹丘小学校	豊橋市西小鷹野三丁目 7-1	地域教育推進室	3
豊橋市立賀茂小学校	豊橋市賀茂町字森信 24	地域教育推進室	0
豊橋市立西郷小学校	豊橋市石巻萩平町字城脇 164-2	地域教育推進室	1
豊橋市立玉川小学校	豊橋市石巻本町字野添 10 番地	地域教育推進室	1
豊橋市立嵩山小学校	豊橋市嵩山町字宮下 78-1	地域教育推進室	0
豊橋市立石巻小学校	豊橋市石巻町字西浦 16	地域教育推進室	1
豊橋市立豊小学校	豊橋市西岩田五丁目 6-1	地域教育推進室	1
豊橋市立岩田小学校	豊橋市中岩田四丁目 1-2	地域教育推進室	3
豊橋市立多米小学校	豊橋市多米中町二丁目 27-1	地域教育推進室	2

豊橋市立二川小学校	豊橋市二川町字北裏 80 番地	地域教育推進室	2
豊橋市立谷川小学校	豊橋市中原町字東ノ谷 1-3	地域教育推進室	1
豊橋市立二川南小学校	大岩町字前荒田 145-2	地域教育推進室	3
豊橋市立細谷小学校	豊橋市細谷町字中ノ島 47-1	地域教育推進室	1
豊橋市立小沢小学校	豊橋市小島町字荒巻 81-1	地域教育推進室	1
豊橋市立老津小学校	豊橋市老津町字宮脇 15 番地の 4	地域教育推進室	1
豊橋市立杉山小学校	豊橋市杉山町字御園 9-4	地域教育推進室	1
豊橋市立富士見小学校	豊橋市富士見台二丁目 1 番地の 5	地域教育推進室	1
豊橋市立豊南小学校	豊橋市東赤沢町字西横根 130	地域教育推進室	1
豊橋市立高根小学校	豊橋市西七根町字北浜辺 147-1	地域教育推進室	1
豊橋市立大崎小学校	豊橋市大崎町字西里中 20-1	地域教育推進室	1
豊橋市立植田小学校	豊橋市植田町字池堀田 15 番地	地域教育推進室	1
豊橋市立野依小学校	豊橋市野依町字諏訪 125	地域教育推進室	1
豊橋市立大清水小学校	豊橋市南大清水町字元町 78	地域教育推進室	1
豊橋市立幸小学校	豊橋市西幸町字笠松 183	地域教育推進室	4
豊橋市立天伯小学校	豊橋市天伯町字高田山 136-1	地域教育推進室	1
豊橋市立高師小学校	豊橋市上野町字上原 100	地域教育推進室	4
豊橋市立芦原小学校	豊橋市芦原町字嵩山地 42 番地の 1	地域教育推進室	1
豊橋市立福岡小学校	豊橋市橋良町字平野 1-1	地域教育推進室	3

豊橋市立栄小学校	豊橋市北山町字東浦 46 番地の 4	地域教育推進室	4
豊橋市立中野小学校	豊橋市橋良町字向山 6-4	地域教育推進室	2
豊橋市立磯辺小学校	豊橋市駒形町字丸山 61	地域教育推進室	1
豊橋市立花田小学校	豊橋市西羽田町 247	地域教育推進室	3
豊橋市立羽根井小学校	豊橋市羽根井本町 131	地域教育推進室	2
豊橋市立牟呂小学校	豊橋市牟呂中村町 1-4	地域教育推進室	1
豊橋市立汐田小学校	豊橋市牟呂町字北汐田 50 番地の 1	地域教育推進室	1
豊橋市立岩西小学校	豊橋市西口町字西ノ口 25-4	地域教育推進室	3
豊橋市立飯村小学校	豊橋市飯村南四丁目 6-4	地域教育推進室	3
豊橋市立つつじが丘小学校	豊橋市佐藤五丁目 16-1	地域教育推進室	3
豊橋市立新川小学校	豊橋市前田中町 8 番地の 23	地域教育推進室	1
豊橋市立向山小学校	豊橋市向山西町 5-1	地域教育推進室	1
豊橋市立松山小学校	豊橋市西松山町 42	地域教育推進室	1
豊橋市立八町小学校	豊橋市八町通五丁目 5	地域教育推進室	1
豊橋立松葉小学校	豊橋市大橋通三丁目 107 番地	地域教育推進室	2
豊橋立吉田方小学校	豊橋市吉川町 118	地域教育推進室	2

※参加者等の状況により、人員数が変更となる可能性あり

## 「随意契約理由書」

本業務は、のびるん de スクールのスタッフ（サポーター）として、スクール参加児童とふれあい、様々な交流活動を実施するほか、運営の統括スタッフであるリーダー等の指示を受けて、児童の活動場所への誘導や見守りといった運営のサポートを行うものです。

高齢化社会が進展し、高齢者の就労機会の確保を図ることが政策目的に必要となる中で、高齢者の福祉の増進と高齢者の能力を活かした活力ある地域づくりを目指し設立された公益社団法人公益社団法人愛知県シルバー人材センター連合会等に、専門性が必要とされず、かつ高齢者とのふれあいを主目的としている本業務を委託することは、公益性があり、またその設立の趣旨にも合致するものです。

したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、随意契約とするものです。